

## 箕輪町発足 70 周年記念事業応援サポーター実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、箕輪町発足 70 周年記念事業（以下「記念事業」という。）の趣旨に賛同し、記念事業の P R 等に協力いただける企業、団体等を「箕輪町発足 70 周年記念事業応援サポーター」（以下「応援サポーター」という。）を登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第 2 条 応援サポーターは、次の各号に掲げる取組のうち、協力することが可能な取組を実施するものとする。

- (1) 記念事業全般に対し、事業費の一部を支援するもの
- (2) 70 周年を記念し、物品を寄附するもの
- (3) 記念事業に関する広報の協力
- (4) 70 周年記念イベントへの協力
- (5) その他記念事業に資する取組

(登録手続等)

第 3 条 応援サポーターに登録しようとする者（以下「登録申請者」という。）は、「箕輪町発足 70 周年記念事業応援サポーター登録申請書」（様式第 1 号）により、町長に申請を行うものとする。

2 町長は、前項の申請があった場合、その内容を審査し、当該登録申請者を応援サポーターとして適当であると認められるときは、登録申請者に通知するものとする。

3 町長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合、第 1 項の規定による申請を受理しないものとする。

- (1) 箕輪町暴力団排除条例（平成 23 年箕輪町条例第 15 号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 宗教団体又は特定の宗教団体を支援し、若しくは支援するおそれがある者
- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれがある者
- (6) その他町長が申請を受理することが適当でないと認める者

(内容の変更)

第 4 条 応援サポーターの承認を受けた者が、前条第 1 項で申請した内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに町長に報告し、その指示に従わなければならない。

(登録期間)

第 5 条 応援サポーターの登録期間は、応援サポーターの登録を受けた日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。

(登録の取消し)

第 6 条 町長は、登録の承認を受けた者（以下「登録者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合、応援サポーターの登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者が、第 3 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至った場合
- (2) 登録者が提出した申請書の内容に虚偽があることが判明した場合
- (3) 登録者が応援サポーターの登録の取消しを申し出た場合
- (4) その他町長が応援サポーターとして登録しておくことが適当でないと認めた場合

(経費等の負担)

第 7 条 町は、この要領による登録の申請、登録内容の変更及び第 2 条第 1 項各号に掲げる取組の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(登録者の公表)

第8条 町は、登録者について、町が管理するウェブサイト等で公表するものとする。ただし、登録者から、当該ウェブサイト等での公表を希望しない旨の申出があった場合は、この限りではない。

（ロゴマークの使用）

第9条 登録者は、記念事業のPR等にあたり、別に定める「箕輪町発足70周年記念ロゴマーク使用要領」に基づき、記念事業のロゴマークを使用することができる。